

## 東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和2年8月25日(火) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館2階 大会議室

### 出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 林田 佐知雄	2 番 森田 誠	3 番 欠 席
4 番 泓 純隆	5 番 欠 席	6 番 迎 幸枝	7 番 中山 久嗣
8 番 江口 庄平	9 番 出口 照雄	10 番 山口 義範	11 番 清心 美由紀
12 番 俵坂 和則	13 番 宮脇 喜八郎		

### 事務局及びその他の出席者

事務局長 高月 淳一郎 書記 谷口 恵祐 藤川 空

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
  - (1) 農地の合意解約について
5. 議事日程
  - (1) 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第16号 農用地利用集積計画の策定について
  - (4) 議案第17号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について
6. 次回総会開催予定日：令和2年9月25日(金)
7. その他

事務局長	ただいまから令和2年度第5回目となります東彼杵町農業委員会8月期の定期総会を開催いたします。
議長	<p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名人は7番の中山委員さんと8番の江口委員さんをお願いしたいと思います。では早速議事にはいらさせていただきます。報告事項の農地の合意解約について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	報告事項、農地の合意解約について、農地法第18条第6項の規定による通知が、下記のとおり提出されたので報告する。令和2年8月25日、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。当該農地は瀬戸郷の田1筆2,369㎡となっております。
議長	<p>ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見等ございますか。何もないようでしたら許可相当ということでよろしいですか。</p> <p>「異議なし」の声。</p>
議長	ありがとうございます。次に議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。令和2年8月25日提出。東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。</p> <p>申請番号1は、坂本郷の畑24筆、田3筆、合計27筆で23,956㎡となっております。申請番号2は、坂本郷の畑1筆、725㎡となっております。申請番号3は、川内郷の畑2筆、1,441㎡となっております。申請番号4は、三根郷の畑4筆、2,980㎡となっております。申請番号5は、三根郷の畑2筆、1,999㎡となっております。申請番号6は、三根郷の畑4筆、5,047㎡となっております。申請番号7は、法音寺郷の畑7筆、7,236㎡となっております。申請番号8は、坂本郷の畑3筆、1,081㎡となっております。申請番号9は、蔵本郷の畑1筆、1,649㎡となっております。申請番号10は、菅無田郷の畑2筆、745㎡となっております。申請番号11は、蔵本郷の畑1筆、244㎡となっております。申請番号12は、蔵本郷の畑1筆、254㎡となっております。申請番号13は、蔵本郷の畑4筆、2,115㎡となっております。申請番号14は、蔵本郷の畑1筆、395㎡となっております。申請番号15は、菅無田郷の畑1筆、1,312㎡となっております。申請番号16は、菅無田郷の畑1筆、214㎡となっております。申請番号17は、菅無田郷の畑1筆、791㎡となっております。申請番号18は、菅無</p>

議長	<p>田郷の畑 2 筆、1,548 m<sup>2</sup>となっております。申請番号 19 は、菅無田郷の畑 3 筆、2,176 m<sup>2</sup>となっております。申請番号 20 は、菅無田郷の畑 2 筆、4,310 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>ありがとうございます。申請番号 1 から 20 に関して何かご意見等ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして議案 15 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 15 号、農地法第 5 条規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 2 年 8 月 25 日提出。東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。</p> <p>申請番号 1 は、三根郷の田 3 筆、732 m<sup>2</sup>となっております。申請番号 2 は、駄地郷の田 1 筆、515 m<sup>2</sup>となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。本日、現地確認を行いました。森田委員さんお願いします。</p>
2 番森田委員	<p>朝から現地に行ったのですが、水路の関係者に聞いても大丈夫とのことだったので問題ないかと思います。ライスセンターにトラックが置いてあるので、そこだけ注意してほしいとのことでした。</p>
議長	<p>ありがとうございます。同じく滝川推進委員さんお願いします。</p>
滝川推進委員	<p>ただいま森田委員さんからもありましたとおり何も問題は無いので、許可をされてもいいのではないかと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。また、調査担当委員として、出口委員さんと山口委員さんに見てもらっています。まず、出口委員さんお願いします。</p>
9 番出口委員	<p>さきほど森田委員さんと滝川推進委員さんが言われたとおり何も問題は無いと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして山口委員さんお願いします。</p>

10 番山口委員	皆さんが言われたとおりですが、水路があるので水路の境をはっきりさせて欲しいと思いました。
議長	ありがとうございます。現地確認を行った方々のご意見をお聞きしましたが、この件に関しまして他にご意見等ありませんか。
7 番中山委員	7 番中山です。私も水路の管理者として、山口委員さんからもありましたように、水路の問題がありますが、本人の承諾を得ているということだったのでいいかと思えます。
議長	ありがとうございます。その他質問等ありませんか。何も無いようでしたら許可相当ということでよろしいですか。  「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。続きまして申請番号 2 について事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号 2 は、駄地郷の田 1 筆、515 m <sup>2</sup> となっております。転用目的としましては、一般個人住宅を建設されるということでございます。
議長	ありがとうございます。この件に関しましても、本日現地確認を行っております。林田委員さんお願いします。
1 番林田委員	1 番林田です。特に問題はないかと思いましたが、上に水路がありまして、除草作業などの管理を行って行っていましたので、家が建つことによってどうなるのかなという問題があります。
議長	ありがとうございます。推進委員の渡邊委員さん何かありませんか。
渡邊推進委員	推進委員の渡邊です。現地確認には私用で行けなかったのですが、さきほど林田さんが言われたとおり、後ろに水路がありますので、後から苦情などがでたりしないようにしっかり対応してほしいと思いました。
議長	ありがとうございました。続きまして本日担当委員の出口委員さんお願いします。

9 番出口委員	9 番出口です。近隣に農地という農地は無いので、特に問題はないと思います。
議長	ありがとうございました。続きまして、山口委員さん何かございませんか。
10 番山口委員	10 番山口です。みなさまからもありましたように、後ろに水田関係の水路が通っていますが、水路との境界のところにブロック塀を建てるということだったので、特に問題は無いと思います。
議長	ありがとうございました。4 人の方からご指摘を受けましたが、その他に何かご意見等ございませんか。
	「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。許可相当ということで次に進めさせていただきます。続きまして、議案第 16 号、農用地利用集積計画の策定について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 16 号、基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) 規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。令和 2 年 9 月 1 日公告予定、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。</p> <p>所有権移転について、申請番号 1 は、中尾郷の畑 1 筆、957 m<sup>2</sup>。申請番号 2 は、中尾郷の畑 2 筆、470 m<sup>2</sup>。申請番号 3 は、三根郷の畑 3 筆、2,871 m<sup>2</sup>。申請番号 4 は、彼杵宿郷の畑 3 筆 3,922 m<sup>2</sup>。</p> <p>賃借権設定について、申請番号 1 は、坂本郷の畑 1 筆 1,134 m<sup>2</sup>。申請番号 2 は、坂本郷の畑 1 筆、534 m<sup>2</sup>。申請番号 3 は、坂本郷の畑 1 筆、519 m<sup>2</sup>。申請番号 4 は、坂本郷の畑 1 筆、2,125 m<sup>2</sup>。申請番号 5 は、坂本郷の畑 1 筆、535 m<sup>2</sup>。申請番号 6 は、菅無田郷と坂本郷の畑 7 筆、2,632 m<sup>2</sup>。申請番号 7 は、法音寺郷の畑 5 筆、3,441 m<sup>2</sup>。申請番号 8 は、中尾郷の畑 1 筆、391 m<sup>2</sup>。申請番号 9 は、中尾郷の畑 1 筆 780 m<sup>2</sup>。申請番号 10 は、中尾郷の畑 2 筆、610 m<sup>2</sup>。申請番号 11 は、中尾郷の畑 2 筆、1,886 m<sup>2</sup>。申請番号 12 は、菅無田郷の畑 1 筆、272 m<sup>2</sup>。申請番号 13 は、法音寺郷の畑 6 筆、5,518 m<sup>2</sup>。申請番号 14 は、法音寺郷の畑 1 筆、1,130 m<sup>2</sup>。申請番号 15 は、三根郷と法音寺郷の畑 3 筆 4,913 m<sup>2</sup>。申請番号 16 は、三根郷の畑 4 筆、4,439 m<sup>2</sup>。申請番号 17 は、三根郷の畑 2 筆、1,869 m<sup>2</sup>。申請番号 18 は、木場郷の畑 1 筆、643 m<sup>2</sup>。申請番号 19 は、木場郷の畑 1 筆、545 m<sup>2</sup>。申請番号 20 は、一ツ石郷の畑 1 筆、24,632 m<sup>2</sup>。申請番号 21 は、彼杵宿郷と千綿宿郷の畑 6 筆、田 2 筆で 12,095 m<sup>2</sup>。申請番号 22</p>

は、彼杵宿郷の畑 1 筆、1,164 m<sup>2</sup>。申請番号 23 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、607 m<sup>2</sup>。申請番号 24 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、675 m<sup>2</sup>。申請番号 25 は、中尾郷の畑 1 筆、635 m<sup>2</sup>。申請番号 26 は、大音琴郷の畑 1 筆、他 1 筆で 2,932 m<sup>2</sup>。申請番号 27 は、大音琴郷の畑 1 筆、747 m<sup>2</sup>。申請番号 28 は、駄地郷の畑 7 筆、1,671 m<sup>2</sup>。申請番号 29 は、太ノ浦郷の畑 3 筆、2,708 m<sup>2</sup>。申請番号 30 は、太ノ浦郷の他 1 筆、213 m<sup>2</sup>。申請番号 31 は、太ノ浦郷の畑 1 筆、645 m<sup>2</sup>。申請番号 32 は、太ノ浦郷の畑 2 筆、1,157 m<sup>2</sup>。申請番号 33 は、太ノ浦郷の畑 1 筆、332 m<sup>2</sup>。申請番号 34 は、彼杵宿郷の畑 3 筆、5,949 m<sup>2</sup>。申請番号 35 は、法音寺郷の畑 3 筆、1,712 m<sup>2</sup>。申請番号 36 は、法音寺郷の畑 1 筆、1,288 m<sup>2</sup>。申請番号 37 は、法音寺郷の畑 1 筆、2,691 m<sup>2</sup>。申請番号 38 は、法音寺郷の畑 1 筆、797 m<sup>2</sup>。申請番号 39 は、駄地郷の畑 4 筆、2,198 m<sup>2</sup>。申請番号 40 は、平似田郷の畑 4 筆、2,126 m<sup>2</sup>。申請番号 41 は、八反田郷の畑 3 筆、3,322 m<sup>2</sup>。申請番号 42 は、八反田郷の畑 1 筆、2,335 m<sup>2</sup>。申請番号 43 は、太ノ浦郷の畑 5 筆、12,472 m<sup>2</sup>。申請番号 44 は、太ノ浦郷の畑 1 筆、2,241 m<sup>2</sup>。申請番号 45 は、太ノ浦郷の畑 2 筆、3,503 m<sup>2</sup>。申請番号 46 は、太ノ浦郷の畑 1 筆、540 m<sup>2</sup>。申請番号 47 は、中尾郷の畑 2 筆、2,945 m<sup>2</sup>。申請番号 48 は、中尾郷の畑 1 筆、488 m<sup>2</sup>。申請番号 49 は、中尾郷の畑 2 筆、1,496 m<sup>2</sup>。申請番号 50 は、中尾郷の畑 2 筆、1,886 m<sup>2</sup>。申請番号 51 は、中尾郷の畑 1 筆、137 m<sup>2</sup>。申請番号 52 は、彼杵宿郷の畑 1 筆 5,209 m<sup>2</sup>。申請番号 53 は、中尾郷の畑 1 筆、371 m<sup>2</sup>。申請番号 54 は、中尾郷の畑 2 筆、4,180 m<sup>2</sup>。申請番号 55 は、中岳郷の畑 1 筆、665 m<sup>2</sup>。申請番号 56 は、八反田郷の畑 1 筆、6,146 m<sup>2</sup>。申請番号 57 は、彼杵宿郷と千綿宿郷の畑 2 筆、2,307 m<sup>2</sup>。申請番号 58 は、蕪郷の畑 5 筆、9,717 m<sup>2</sup>。申請番号 59 は、遠目郷の畑 2 筆、1,875 m<sup>2</sup>。申請番号 60 は、遠目郷の畑 3 筆、1,096 m<sup>2</sup>。申請番号 61 は、遠目郷の畑 1 筆、372 m<sup>2</sup>。申請番号 62 は、遠目郷の田 1 筆、2,605 m<sup>2</sup>。申請番号 63 は、遠目郷の畑 1 筆、835 m<sup>2</sup>。申請番号 64 は、坂本郷と中尾郷の畑 4 筆、3,092 m<sup>2</sup>。申請番号 65 は、坂本郷の畑 1 筆、624 m<sup>2</sup>。申請番号 66 は、蕪郷の畑 1 筆、5,331 m<sup>2</sup>。申請番号 67 は、中尾郷の畑 2 筆、2,183 m<sup>2</sup>。申請番号 68 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、1,115 m<sup>2</sup>。申請番号 69 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、536 m<sup>2</sup>。申請番号 70 は、彼杵宿郷の他 1 筆、2,633 m<sup>2</sup>。申請番号 71 は、中尾郷の畑 1 筆、2,927 m<sup>2</sup>。申請番号 72 は、駄地郷の畑 6 筆、2,175 m<sup>2</sup>。申請番号 73 は、法音寺郷の畑 1 筆、2,038 m<sup>2</sup>。申請番号 74 は、中尾郷の畑 1 筆、697 m<sup>2</sup>。申請番号 75 は、中尾郷の畑 1 筆、1,250 m<sup>2</sup>。申請番号 76 は、木場郷の畑 1 筆、2,014 m<sup>2</sup>。申請番号 7 は、千綿宿郷の畑 2 筆、4,095 m<sup>2</sup>。申請番号 78 は、駄地郷の畑 2 筆、977 m<sup>2</sup>。申請番号 79 は、坂本郷の畑 2 筆、1,441m。申請番号 80 は、法音寺郷の畑 1 筆、1,786 m<sup>2</sup>。申請番号 81 は、法音寺郷の畑 4 筆、5,017 m<sup>2</sup>。申請番号 82 は、里郷の他 2 筆 1,741 m<sup>2</sup>。申請番号 83 は、八反田郷の畑 1 筆、1,008 m<sup>2</sup>。申請番号 84 は、中尾郷の畑 1 筆、494 m<sup>2</sup>。申請番号 85 は、太ノ浦郷の畑 1 筆、2,184 m<sup>2</sup>。申請番号 86 は、太ノ浦郷の畑 1 筆、1,439 m<sup>2</sup>。申請番号 87 は、八反田郷の畑 2 筆、793 m<sup>2</sup>。申請番号

88 は、八反田郷の畑 1 筆、390 m<sup>2</sup>。申請番号 89 は、八反田郷の畑 3 筆、1,662 m<sup>2</sup>。申請番号 89 は、八反田郷の畑 3 筆、1,662 m<sup>2</sup>。申請番号 90 は、八反田郷の畑 1 筆、815 m<sup>2</sup>。申請番号 91 は、八反田郷の畑 1 筆、1,638 m<sup>2</sup>。申請番号 92 は、中尾郷の畑 2 筆、624 m<sup>2</sup>。申請番号 93 は、中尾郷の畑 1 筆、4,649 m<sup>2</sup>。申請番号 94 は、中尾郷の畑 1 筆、594 m<sup>2</sup>。申請番号 95 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、5,625 m<sup>2</sup>。申請番号 96 は、坂本郷の畑 6 筆、4,851 m<sup>2</sup>。申請番号 97 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、2,174 m<sup>2</sup>。申請番号 98 は、彼杵宿郷と千綿宿郷の畑 2 筆、2,602 m<sup>2</sup>。申請番号 99 は、八反田郷の畑 1 筆 3,204 m<sup>2</sup>。申請番号 100 は、千綿宿郷の畑 1 筆 1,096 m<sup>2</sup>。申請番号 101 は、千綿宿郷の畑 1 筆、602 m<sup>2</sup>。申請番号 102 は、千綿宿郷の畑 1 筆、1,945 m<sup>2</sup>。申請番号 103 は、千綿宿郷の畑 2 筆、936 m<sup>2</sup>。申請番号 104 は、千綿宿郷の畑 1 筆、372 m<sup>2</sup>。申請番号 105 は、千綿宿郷の畑 1 筆、2,575 m<sup>2</sup>。申請番号 106 は、千綿宿郷の畑 2 筆、1,061 m<sup>2</sup>。申請番号 107 は、彼杵宿郷の畑 2 筆、1,797 m<sup>2</sup>。申請番号 108 は、中岳郷の畑 1 筆、3,315 m<sup>2</sup>。申請番号 109 は、中岳郷の畑 5 筆、5,352 m<sup>2</sup>。申請番号 110 は、蕪郷の畑 3 筆、3,776 m<sup>2</sup>。申請番号 111 は、蕪郷の畑 5 筆、2,984 m<sup>2</sup>。申請番号 112 は、蕪郷の畑 3 筆、4,658 m<sup>2</sup>。申請番号 113 は、中岳郷の畑 4 筆、3,847 m<sup>2</sup>。申請番号 114 は、里郷の畑 2 筆、505 m<sup>2</sup>。申請番号 115 は、千綿宿郷の畑 1 筆、1,106 m<sup>2</sup>。申請番号 116 は、千綿宿郷の畑 1 筆、1,383 m<sup>2</sup>。申請番号 117 は、千綿宿郷の畑 1 筆、1,350 m<sup>2</sup>。申請番号 118 は、千綿宿郷の畑 2 筆、1,452 m<sup>2</sup>。申請番号 119 は、千綿宿郷の畑 1 筆、1,153 m<sup>2</sup>。申請番号 120 は、千綿宿郷の畑 1 筆、718 m<sup>2</sup>。申請番号 121 は、中尾郷の畑 6 筆、4,658 m<sup>2</sup>。申請番号 122 は、中尾郷の畑 1 筆、1,512 m<sup>2</sup>。申請番号 123 は、千綿宿郷の畑 1 筆、2,726 m<sup>2</sup>。申請番号 124 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、2,534 m<sup>2</sup>。申請番号 125 は、坂本郷の畑 1 筆、2,357 m<sup>2</sup>。申請番号 126 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、1,666 m<sup>2</sup>。申請番号 127 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、2,546 m<sup>2</sup>。申請番号 128 は、中尾郷の畑 2 筆、4,489 m<sup>2</sup>。申請番号 129 は、中尾郷の畑 1 筆、2,392 m<sup>2</sup>。申請番号 130 は、中尾郷の畑 1 筆、1,651 m<sup>2</sup>。申請番号 131 は、中尾郷の畑 1 筆、1,846 m<sup>2</sup>。申請番号 132 は、菅無田郷の畑 2 筆、1,696 m<sup>2</sup>。申請番号 133 は、法音寺郷の畑 1 筆、1,533 m<sup>2</sup>。申請番号 134 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、869 m<sup>2</sup>。申請番号 135 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、840 m<sup>2</sup>。申請番号 136 は、三根郷の畑 1 筆、1,241 m<sup>2</sup>。申請番号 137 は、中尾郷の畑 1 筆、1,122 m<sup>2</sup>。申請番号 138 は、三根郷の畑 1 筆、4,945 m<sup>2</sup>。申請番号 139 は、法音寺郷の畑 6 筆、4,914 m<sup>2</sup>。申請番号 140 は、三根郷の畑 3 筆、2,036 m<sup>2</sup>。申請番号 141 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、841 m<sup>2</sup>。申請番号 142 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、1,216 m<sup>2</sup>。申請番号 143 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、1,107 m<sup>2</sup>。申請番号 144 は、蔵本郷の畑 3 筆、849 m<sup>2</sup>。申請番号 145 は、蔵本郷の畑 2 筆、1,328 m<sup>2</sup>。申請番号 146 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、832 m<sup>2</sup>。申請番号 147 は、彼杵宿郷の畑 3 筆、2,738 m<sup>2</sup>。申請番号 148 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、1,495 m<sup>2</sup>。申請番号 149 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、3,618 m<sup>2</sup>。申請番号 150 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、641 m<sup>2</sup>。申請番号 151 は、中尾郷の畑 4 筆、

	<p>1,577 m<sup>2</sup>。申請番号 152 は、中尾郷の畑 4 筆、4,080 m<sup>2</sup>。申請番号 153 は、中尾郷の畑 3 筆、1,241 m<sup>2</sup>。申請番号 154 は、坂本郷の畑 3 筆、3,308 m<sup>2</sup>。申請番号 155 は、坂本郷の畑 2 筆、1,259m。申請番号 156 は、坂本郷の畑 2 筆、2,860m。申請番号 157 は、三根郷の畑 10 筆、6,607 m<sup>2</sup>。申請番号 158 は、彼杵宿郷の畑 5 筆、2,174 m<sup>2</sup>。申請番号 159 は、菅無田郷の畑 3 筆、6,807 m<sup>2</sup>。申請番号 160 は、彼杵宿郷の畑 3 筆、3,680 m<sup>2</sup>。申請番号 161 は、彼杵宿郷の畑 1,431 m<sup>2</sup>。申請番号 162 は、太ノ浦郷の畑 1 筆、774 m<sup>2</sup>。申請番号 163 は、太ノ浦郷の畑 2 筆、1,871 m<sup>2</sup>。申請番号 164 は、太ノ浦郷の畑 3 筆、7,316 m<sup>2</sup>。申請番号 165 は、中岳郷の畑 2 筆、1,604 m<sup>2</sup>。申請番号 166 は、千綿宿郷の畑 1 筆、3,028 m<sup>2</sup>。申請番号 167 は、千綿宿郷の畑 2 筆、2,364 m<sup>2</sup>。申請番号 168 は、八反田郷と千綿宿郷の畑 4 筆、7,440 m<sup>2</sup>。申請番号 169 は、彼杵宿郷と千綿宿郷の畑 2 筆、5,295 m<sup>2</sup>。申請番号 170 は、彼杵宿郷の畑 3 筆、4,650 m<sup>2</sup>。申請番号 171 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、3,806 m<sup>2</sup>。申請番号 172 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、2,745 m<sup>2</sup>。申請番号 173 は、法音寺郷と中尾郷の畑 6 筆、4,441 m<sup>2</sup>。申請番号 174 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、2,016 m<sup>2</sup>。申請番号 175 は、彼杵宿郷の畑 2 筆、3,098 m<sup>2</sup>。申請番号 176 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、1,879 m<sup>2</sup>。申請番号 177 は、法音寺郷の畑 4 筆、5,151 m<sup>2</sup>。申請番号 178 は、中尾郷の畑 3 筆、3,715 m<sup>2</sup>。申請番号 179 は、中尾郷の畑 2 筆、1,007 m<sup>2</sup>。申請番号 180 は、中尾郷の畑 2 筆、968 m<sup>2</sup>。申請番号 181 は、彼杵宿郷の畑 3 筆、4,006 m<sup>2</sup>。申請番号 182 は、中尾郷の畑 1 筆、485 m<sup>2</sup> となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件に関しまして何かご意見等ございませんか。 今回、非常に申請が多かったのですが、事情があつて申請出来なかった部分もあれば、期限が切れていたなどの部分もあるなかで、これだけ出てきたということは、かなり正確な貸し借りの数字になってきたのではないかと思います。</p>
事務局長	<p>今回の件につきまして、コロナ対策で高収益作物次期作支援交付金というのがありまして、お茶に限らず、野菜や果物など反当りいくらという形で補助金が出ます。補助金をもらうための添付資料として、農家台帳に載っているものしか対象にならないということで、これだけ出てきたということで、今後とも農業委員会を通じた農地の貸し借りを徹底してもらおうという意識付けをお願いしたいと思います。</p>
7 番中山委員	<p>6 月の総会であつたと思いますが、嬉野から多くの新規申請があり正式な契約をしていただきましたが、町内でも多く出てきて、私自身も漏れがありまして、申請し直しということになったのですが、自分が耕している土地が他の名義になっていることがありまして、コロナ渦のなかで見直しをすることができたことは、いい機会になったと思ひました。</p>

議長	<p>ありがとうございました。農地を借りるときに3つの方法がありまして、中間管理機構と農地法第3条と基盤強化法を使う方法がありまして、後日説明していただければ助かるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。その他に何かご質問等ございませんか。ないようでしたら許可相当ということによろしいですか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件に関しては決定ということで次に進めさせていただきます。議案第17号、農業振興地域内整備計画変更に対する意見について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号、農業振興地域内整備計画変更に対する意見について、標記の件について、農業振興地域の整備に関する法律第13号第1項の規定に基づき、東彼杵町長より令和2年8月6日付け2東彼農第119号により申し出がありましたので、審議願います。令和2年8月25日、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。</p> <p>まず、編入であります。11件申請者がございまして、いずれも田でありまして、中間管理による編入でございます。資料につきましては別冊の1から22ページまでで、申請書と航空写真を載せております。</p> <p>除外のほうであります。変更番号327は、こちらは鉄道用地のためです。新幹線用地となりますので、農振農用地を借りたいということで申請があがっております。変更番号328は、太陽光発電を設置するための目的としまして農振除外を申請されております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。変更番号328、329につきましては、本日現地確認を行っております。本日担当委員の出口委員さんをお願いします。</p>
9番出口委員	<p>9番出口です。周りには、農地という農地はなかったので問題ないかと思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。川内郷の状況を地元委員の泓さんをお願いします。</p>
4番泓委員	<p>4番泓です。何も問題はないと思うのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今回の検討は太陽光をつけるつけないの問題ではなくて、農振地除外の判断の協議をしていただきたいと思っております。この件に関しまして何かご意見等ございませんか。</p>

7 番中山委員	農振地を外す場合は、農業委員会で決定するということになるのですか。
事務局	農業委員会に意見を求められることとなります。
議長	最初に案が出てきたときに、私もそこに入るのですが、農協の方なども集まって一度話をするのですが、そのなかで農業委員会にも意見を聞くということになっています。他にご意見、ご質問等ございませんか。
事務局長	農業振興地域整備に関する法律は、おおむね 10 年に一回見直すようになっており、10 年に一回なため、なかなか編入と除外ができないため、10 年に当たらない変更が今回のようなときであります。農振除外で気をつけないといけないのが、中山間に含まれる場所であったり、圃場整備であったり、というのは除外ができません。今回のポイントは、農振農用地から外しても周辺農地に問題がないかということです。
議長	この件に関しましてご意見等ありませんか。ないようでしたら許可相当ということでよろしいですか。  「異議なし」の声
議長	中岳のほうに関しまして、推進委員さんから何かありませんか。
出口推進委員	私としては特に問題はないと思います。
議長	この件に関しまして何かご意見等ございませんか。何もないようでしたら許可相当ということでよろしいですか。  「異議なし」の声
議長	編入と除外に関して何かありましたら受け付けますがなにかございますか。何もないようでしたら許可相当ということでよろしいですか。  「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。許可相当ということで県のほうに伝えたいと思います。以上で今月の農業委員会総会を終了します。